

# 公 告

## 公募型プロポーザルの実施（公告）

長崎県庁舎建設に係るワークプレイス設計業務について、公募型プロポーザルを行うので公告する。

平成 25 年 4 月 30 日

長崎県知事 中村 法道

### 1 業務概要

- (1) 業務名 長崎県庁舎建設に係るワークプレイス設計業務
- (2) 業務内容 各機能の要件整理及び室内レイアウトの設計
- (3) 業務目的 新県庁舎において、職員が効率的に業務を行い、県民とのコミュニケーションを向上することで、新たな施策を創り出すことができるとともに、県民と行政との協働や、県民の県政への参画が容易にできるワークプレイスの設計を行うことを目的とする。
- (4) 履行期間 契約日から平成 26 年 10 月 31 日まで

### 2 参加資格

参加表明書を提出できる者は、次の要件をすべて満たす者であること。

- ① 平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までに業務が完了した同種業務を元請として受注した実績がある者。

同種業務：新築又は改修された事務所（複合施設においては、一部を事務所の用途に供するものを含む。）における、従業員が 700 人以上のワークプレイス設計業務（※）。

※ワークプレイス設計業務とは、執務空間や作業空間における家具や什器などのレイアウト設計業務。

- ② 平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までに業務が完了した同種業務に携わっていた者を本業務の管理技術者として配置できること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- ④ 参加表明書の提出期限の日から見積執行日までの間において、長崎県知事から指名停止若しくは指名除外の措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- ⑤ 参加表明書の提出期限の日以前 6 か月から見積執行日までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引

停止等を受けた事実がある者でないこと。

- ⑥ 見積執行日までにおいて、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条または第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧ 長崎県税に関して未納がないこと。
- ⑨ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないこと。

### 3 受注資格の喪失

本業務を受注した者（協力を受ける他の者を含む。）及びこれと資本・人事面において関連があると認められる者は、本業務に係る建築物の建築工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができない。

### 4 審査方法

一次審査では、寄せられた参加表明書及び付属資料に基づき、審査基準により優秀者を 3 者程度選定する。ただし、参加表明書の提出者が 1 者の場合、本プロポーザルは中止する。

二次審査では、提案書の提出を求め、ヒアリングを実施し、審査基準により、最も優れた提案者を特定し、併せて次点も選出する。ただし、提案書の提出者が 1 者の場合、本プロポーザルは中止する。なお、ヒアリングの日程、方法等については、該当者に後日通知する。実施時期は平成 25 年 6 月中旬の予定。

審査は、プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）により行う。審査委員の氏名はプロポーザル説明書に記載する。

### 5 契約の締結

審査委員会における二次審査の結果を踏まえて、設計候補者及び次点の設計候補者を決定し、設計候補者と本業務についての契約締結の交渉を行う。その者との契約が成立しない場合は、次点の設計候補者と契約締結の交渉を行う。

### 6 委託金額

5, 100 万円以下（消費税及び地方消費税を含む。）を想定している。なお、本業務委託料は契約締結の交渉を行う設計候補者の参加表明書、提案書及び参考見積書を前提に、協議、決定された業務委託仕様書に基づいて算定を行うものとする。

## 7 資料の配布期間、場所及び方法

- (1) 公告及びプロポーザル説明書は、下記に示す長崎県のホームページに掲載する。なお、各々のアドレスに記載する内容は同一である。

ホームページアドレス：

<http://www.pref.nagasaki.jp/subindex/oshirase/nyusatsu2.html> 及び、

<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/bidding/info/index.html>

- (2) 公告、プロポーザル説明書及び関係資料のデータを CD-ROM により、①に定める期間、②に定める場所で配布を行う。なお、郵送による配布を希望する場合は、郵便（書留）により、②宛てに返信用封筒（定形外角 2 の大きさのもので、580 円の切手を貼り付けたもの）を同封して請求すること。

① 期 間 平成 25 年 4 月 30 日（火）から平成 25 年 5 月 13 日（月）までの間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

② 場 所 長崎県総務部県庁舎建設課総務調整班  
〒850-8570 長崎市江戸町 2 番 13 号  
電話 095-894-3161 FAX 095-894-3487

## 8 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期間

- (1) 提出方法 参加表明書（表紙）1 部、付属資料 1～3 を 10 部（左上 1 箇所ホッチキス止め）、付属資料 4 及び添付資料を 1 部、持参又は郵送（書留）する。
- (2) 提出先 7. (2) ②に同じ
- (3) 提出期間 平成 25 年 5 月 9 日（木）から平成 25 年 5 月 13 日（月）までの間（「休日等」を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。郵送の場合は必着のこと。

## 9 提案書の提出者の選定通知

平成 25 年 5 月 22 日（水）までに電話及び郵送にて通知する。

## 10 提案書の提出方法、提出先及び提出期間

- (1) 提出方法 提案書（表紙）1 部、様式 1-1～1-3・様式 2～4 を 10 部（左上 1 箇所をホッチキス止め）持参又は郵送（書留）する。
- (2) 提出先 7. (2) ②に同じ
- (3) 提出期間 平成 25 年 5 月 30 日（木）から平成 25 年 6 月 3 日（月）までの間（「休日等」を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。郵送の場合は必着のこと。

## 11 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位等は、日本語、日本円通貨、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位に限る。
- (2) 詳細は、プロポーザル説明書による。

12 問い合わせ先

7. (2) ②に同じ。